

# 小松加賀環境衛生事務組合職員等の旅費に関する条例

昭和 53 年 12 月 1 日  
条 例 第 8 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号  
改正 平成19年3月31日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、小松加賀環境衛生事務組合規約に基づく管理者、副管理者（以下「管理者等」という。）及び職員に対し、公務のため旅行する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく旅費の支給は、小松市職員等の旅費に関する条例（昭和 33 年小松市条例第6号）を準用する。ただし、同条例中別表第1の適用については、「市長等」とあるのは「管理者等」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。